

居宅療養管理指導及び介護予防療養居宅療養管理指導説明について

- 1 当院は、熊本県知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理療養指導等」という）実施施設です。
- 2 医師が行う居宅療養指導管理指導等は、ケアマネージャーが作成するケアプランに必要な情報の提供や、利用者や家族に対する療養療養上必要な指導・助言を行います。
- 3 利用料等について（介護保険の利用料〔窓口負担〕）
医師による居宅療養管理指導等（1回につき・月2回まで）

単一建物 居住者数	在医総管・施設総管を 算定しない場合			在医総管・施設総管を 算定する場合		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
	1人	515円	1,030円	1,545円	299円	598円
2～9人	487円	974円	1,461円	287円	574円	861円
10人以上	446円	892円	1,338円	260円	520円	780円

〈その他の費用〉

訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び治療に関する電話相談の場合は、医療保険として扱われ、医療保険の一部負担が別途かかります。

4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護のため、また虐待発生の予防のために次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者（院長・佐田公範）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

5 秘密保持について

- ①居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ②ただし、ケアプラン作成のために患者さんの情報を居宅介護支援事業所に提供する必要があります。
この情報については、患者さん又は家族の了承のもとで、居宅介護支援事業所に提供します。

6 相談・苦情について

居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも担当者にご相談ください。

佐田クリニック

院長 佐田 公範

